

茨城アフターデスティネーションキャンペーン観光ガイドブック制作業務
仕様書

1 委託業務名

茨城アフターデスティネーションキャンペーン観光ガイドブック制作業務

2 業務目的

令和6年秋にいばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「茨城アフターデスティネーションキャンペーン（以下「茨城アフターDC」という。）」に向け、観光ガイドブックを制作し、駅等に設置することにより、茨城アフターDCの周知及び本県への観光誘客を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年8月30日（金）まで

4 業務内容

(1) 観光ガイドブックの制作、保管及び配送

茨城アフターDC及び茨城観光の魅力をPRするガイドブックの制作、保管及び配送を以下のとおり実施する。

① 内 容：次の要件に基づき、ガイドブックの作成を行う。

ア QRコード等を用いて「観光いばらき」などのWEBコンテンツと連携し、スマートフォン等の電子機器からの観光情報へのアクセスを容易にする要素を取り入れること。

イ ガイドブックの情報及び写真等は、受託者が手配すること。ただし、受託者が手配できないものについては、委託者と協議のうえ、委託者が提供すること。

ウ 「観光いばらき」のHPに掲出する可能なデジタルパンフレットの作成をすること。

エ 作成したガイドブックの内、委託者から指示のあった部数は契約期間内の保管をし、指示のあった場合随時発送をすること（保管部数5万3千部程度を想定）。

オ 滞在中の外国人観光客を対象とする多言語に対応したものにすること。

② 仕 様：A4、MコートA判 57.5kg 両面オールカラー

③ 体 裁：16ページ（中綴じ）

- ④ ページ構成：各構成ページ数については下表のとおり。（16 ページ用）

※各構成ページ数は想定であり変更する場合がある。

区 分	ページ数 (想定)
表紙	1
アクセスマップ、秋の見どころ	2
DC 特集	2
グルメ情報、ツアー情報	2
キャンプ、サイクリング情報	2
各地域コンテンツ	5
JR 情報	2

- ⑤ 納品期限：令和 6 年 8 月 30 日（金）

- ⑥ 作成部数：260,000 部以上

- ⑦ 配送件数：全国の指定する箇所 1,000 箇所程度

（茨城県内 500 箇所、JR 東日本管内 480 箇所、全国の 20 箇所程度を想定）

指定箇所へ発送を要するものについては、発送の確認をもって納品確認に代える。

- ⑧ 発 送 先：発送表のとおり

※1 発送先の詳細は別途指示するものとする。

※2 発送前に委託者に確認をとること。その際委託者の指示により発送先や部数を一部変更とする可能性がある。

- ⑨ 内容確認：掲載する内容の正誤については、原則に受諾者が各施設に直接確認を行うこと。

ただし、指示のあった施設については県から直接確認を行う事とする。

(2) 観光ガイドブックのデータ納品

①それぞれの校了デザインデータについては A i、P D F、J P E G 形式で、画像・イラストデータについては J P E G 形式でそれぞれ外部記憶媒体に保存し 1 部納品すること。

②データについてはガイドブックの何ページに使用したものかわかるように名前等を整理して保存すること。

③観光ガイドブックについては、デジタルパンフレットとして使用できるようにしたデータを納品すること。

④納品期限：令和 6 年 8 月 9 日（金）

5 権利の帰属

本業務における制作物の著作権は、全て協議会に帰属することとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。

6 特記事項

(1) 本業務の目的を十分に理解した上で、茨城県の魅力が効果的に伝わる趣向を凝らした企画内容とすること。

(2) 本業務の企画及び実施に関する一切の費用は全て当初の契約金額に含むものとする。

7 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、協議会が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。
- (2) 業務実施に当たっては、受託者の実施体制を示すとともに、協議会とのやり取りを一元的に担う責任者を1名配置すること。
- (3) 本業務について取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に取り扱うこととする。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定することとする。